

基本計画書

基 本 計 画									
事 項		記 入 欄						備 考	
計 画 の 区 分		短期大学の収容定員に係る学則変更							
フ リ ガ ナ 設 置 者		ガッコウホウジン オオサカセイケイガクエン 学校法人 大阪成蹊学園							
フ リ ガ ナ 大 学 の 名 称		オオサカセイケイタンキダイガク 大阪成蹊短期大学							
大 学 本 部 の 位 置		大阪府大阪市東淀川区相川3丁目10番62号							
大 学 の 目 的		本学は人間の徳を涵養する成蹊の名を体し、幅広く、深い教養と総合的な判断力を養い、豊かな人間性を育てるとともに、専門的な学芸教授と実地的な専門職業教育に重きを置く大学教育を施し、優秀な社会人を育成することを目的とする。							
新 設 学 部 等 の 目 的		本学の各学科における近年の募集状況等を総合的に勘案して、入学定員をより安定的に充足し、また教育研究活動をより効果的に展開することができるよう、生活デザイン学科の入学定員を60人（現行の40人より20人増）、幼児教育学科の入学定員を150人（現行の180人より30人減）とし、短期大学全体の入学定員を530名（現行の540人より10人減）、収容定員を1,060人（現行の1,080人より20人減）に変更する。							
新設学部等の概要	新 設 学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所 在 地	
	生活デザイン学科	年	人	年次人	人	短期大学士 （生活デザイン）	年 月 第 年次	大阪府大阪市東淀川区相川3丁目10番62号	
	幼児教育学科	2	60 (40)	－	120 (80)		令和6年4月 第1年次	同上	
	計	2	150 (180)	－	300 (360)	短期大学士 （幼児教育）	令和6年4月 第1年次		
同 一 設 置 者 内 に お け る 変 更 状 況 （ 定 員 の 移 行 ， 名 称 の 変 更 等 ）		大阪成蹊大学 芸術学部 造形芸術学科 [定員増] （ 20 ） （令和5年6月認可申請）							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
		- 科目	- 科目	- 科目	- 科目	- 単位			
教 員 組 織 の 概 要	学 部 等 の 名 称			専任教員等					兼 任 教 員 等
				教授	准教授	講師	助教	計	
	新 設 分	生活デザイン学科	人 3 (3)	人 0 (0)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 5 (5)	人 0 (0)	人 28 (27)
		幼児教育学科	3 (3)	7 (7)	7 (7)	6 (6)	23 (23)	0 (0)	25 (25)
		計	6 (6)	7 (7)	9 (9)	6 (6)	28 (28)	0 (0)	－ (－)
		既 設 分	栄養学科	3 (3)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	7 (7)	0 (0)
	調理・製菓学科		3 (3)	2 (2)	3 (3)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	31 (31)
	観光学科		2 (2)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	10 (10)
	グローバルコミュニケーション学科		3 (3)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	8 (8)
	経営会計学科		2 (2)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	22 (22)
	計		13 (13)	5 (5)	9 (9)	0 (0)	27 (27)	0 (0)	－ (－)
	合 計			19 (19)	12 (12)	18 (18)	6 (6)	55 (55)	0 (0)

教員以外の職員の概要	職 種			専 任	兼 任	計					
	事 務 職 員			50 (50)	8 (8)	58 人 (58)					
	技 術 職 員			0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	図 書 館 専 門 職 員			1 (1)	5 (5)	6 (6)					
	そ の 他 の 職 員			0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	計			51 (51)	13 (13)	64 (64)					
校 地 等	区 分		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計	大阪成蹊大学（必要面積38,900㎡）及び大阪成蹊女子高等学校（運動場等8,600㎡・収容定員2,040人）と共用				
	校 舎 敷 地		0 ㎡	28,356.03 ㎡	74,823.36 ㎡	103,179.39 ㎡					
	運 動 場 用 地		0 ㎡	12,119.20 ㎡	83,657.17 ㎡	95,776.37 ㎡					
	小 計		0 ㎡	40,475.23 ㎡	158,480.53 ㎡	198,955.76 ㎡					
	そ の 他		0 ㎡	594.52 ㎡	15,611.11 ㎡	16,205.63 ㎡					
	合 計		0 ㎡	41,069.75 ㎡	174,091.64 ㎡	215,161.39 ㎡					
校 舎			専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計	大阪成蹊大学（必要面積28,964.90㎡）と共用				
			4,207.60 ㎡ (4,207.60 ㎡)	23,361.44 ㎡ (23,361.44 ㎡)	22,346.52 ㎡ (22,346.52 ㎡)	49,915.56 ㎡ (49,915.56 ㎡)					
教室等	講義室		演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
	室		室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)						
専 任 教 員 研 究 室			新設学部等の名称		室 数						
			室								
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕冊	学術雑誌 〔うち外国書〕種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点			
			([])	([])	([])	()	()	()			
	計		([])	([])	([])	()	()	()			
図 書 館			面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数				
			㎡								
体 育 館			面積		体育館以外のスポーツ施設の概要						
			㎡								
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分		開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	図書購入費・設備購入費は大阪成蹊大学との共用を含む
		教員 1 人当り研究費等		240千円	240千円	240千円	—	—	—	—	
		共 同 研 究 費 等		1,000千円	1,000千円	1,000千円	—	—	—	—	
		図 書 購 入 費		8,000千円	8,000千円	8,000千円	—	—	—	—	
		設 備 購 入 費		100,000千円	90,000千円	90,000千円	—	—	—	—	
	学生 1 人当り納付金			第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次		
		生活デザイン学科		1,270千円	1,020千円	—	—	—	—		
		調理・製菓学科		1,270千円	1,020千円	—	—	—	—		
		栄養学科		1,270千円	1,020千円	—	—	—	—		
		幼児教育学科		1,320千円	1,070千円	—	—	—	—		
		観光学科		1,250千円	1.000千円	—	—	—	—		
		グローバルコミュニケーション学科		1,210千円	960千円	—	—	—	—		
		経営会計学科		1,230千円	980千円	—	—	—	—		
	学生納付金以外の維持方法の概要				手数料収入、私立大学等経常費補助金収入等をもって充当する。						

既設大学等の状況	大　　学　　の　　名　　称	大阪成蹊大学								
	学　　部　　等　　の　　名　　称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定　員 超過率	開設年度	所　在　地	
	経営学部	年	人	年次人	人		倍			
	経営学科	4	140	3年次10	511	学士（経営学）	1. 19	平成15年度	大阪府大阪市東淀川区相川3丁目10番62号	
	スポーツマネジメント学科	4	120	3年次1	462	学士（経営学）	1. 08	平成28年度	同上	
	国際観光ビジネス学科	4	—	—	—	学士（経営学）	—	平成30年度	同上	
	国際観光学部						0. 81			
	国際観光学科	4	80	3年次2	160	学士（経営学）	0. 81	令和4年度	同上	
	教育学部						1. 09			
	教育学科						1. 09			
	初等教育専攻	4	150	3年次5	590	学士（教育学）	1. 13	平成26年度	同上	
	中等教育専攻	4	70	—	260	学士（教育学）	0. 98	平成30年度	同上	
	芸術学部						1. 12			
	造形芸術学科	4	220	3年次7	828	学士（芸術学）	1. 12	平成18年度	同上	
	データサイエンス学部						0. 85			
	データサイエンス学科	4	80	—	80	学士 （データサイエンス）	0. 85	令和5年度	大阪府大阪市東淀川区相川1丁目3番7号	
	看護学部						1. 10			
	看護学科	4	80	—	80	学士（看護学）	1. 10	令和5年度	大阪府大阪市東淀川区相川1丁目3番7号	
	教育学研究科						1. 10			
	教育学専攻	2	5	—	10	修士（教育学）	1. 10	平成30年度	大阪府大阪市東淀川区相川3丁目10番62号	
既設大学等の状況	大　　学　　の　　名　　称	びわこ成蹊スポーツ大学								
	学　　部　　等　　の　　名　　称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定　員 超過率	開設年度	所　在　地	
	スポーツ学部	年	人	年次人	人		倍			
	スポーツ学科	4	360	—	1, 440	学士（スポーツ学）	1. 06	平成27年度	滋賀県大津市北比良1204番地	
	スポーツ学研究科						0. 40			
	スポーツ学専攻	2	10	—	20	修士（スポーツ学）	0. 40	平成24年度	同上	

既設大学等の状況	大 学 の 名 称	大阪成蹊短期大学								
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又は 称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地	
	生活デザイン学科	年	人	年次 人	人	短期大学士 (生活デザイン)	倍		大阪府大阪市東淀川区 相川3丁目10番62号	
	調理・製菓学科	2	40	—	90	短期大学士 (調理・製菓)	0. 80	平成28年度	同上	
	栄養学科	2	100	—	200	短期大学士 (栄養)	1. 05	平成28年度	同上	
	幼児教育学科	2	70	—	150	短期大学士 (幼児教育)	0. 90	平成28年度	同上	令和5年度入学定員減（△10）
	観光学科	2	180	—	460	短期大学士 (幼児教育)	0. 74	昭和31年度	同上	令和5年度入学定員減（△100）
	グローバルコミュニケーション学科	2	60	—	150	短期大学士 (観光)	0. 67	昭和42年度	同上	令和5年度入学定員減（△30）
	経営会計学科	2	20	—	50	短期大学士 (グローバルコミュニケーション)	0. 80	平成15年度	同上	令和5年度入学定員減（△10）
附属施設の概要		2	70	—	120	短期大学士 (経営会計)	0. 89	平成15年度	同上	令和5年度入学定員増（20）
該当なし										

- (注)
- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合，「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
 - 2 「教員組織の概要」の「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとする。
 - 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
 - 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」，「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
 - 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
 - 6 空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人大阪成蹊学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員
大阪成蹊大学			
経営学部	3年次		
経営学科	140	10	580
スポーツマネジメント学科	120	1	482
国際観光学部	3年次		
国際観光学科	80	2	324
芸術学部	3年次		
造形芸術学科	220	7	894
教育学部	3年次		
教育学科	3年次		
初等教育専攻	150	5	610
中等教育専攻	70	-	280
データサイエンス学部	3年次		
データサイエンス学科	80	-	320
看護学部	3年次		
看護学科	80	-	320
計	940	25	3,810
大阪成蹊大学大学院			
教育学研究科	3年次		
教育学専攻（M）	5	-	10
計	5	-	10
びわこ成蹊スポーツ大学			
スポーツ学部	3年次		
スポーツ学科	360	-	1,440
計	360	-	1,440
びわこ成蹊スポーツ大学大学院			
スポーツ学研究科（M）	10	-	20
計	10	-	20
大阪成蹊短期大学			
生活デザイン学科	40	-	80
調理・製菓学科	100	-	200
栄養学科	70	-	140
幼児教育学科	180	-	360
観光学科	60	-	120
グローバルコミュニケーション学科	20	-	40
経営会計学科	70	-	140
計	540	-	1,080

令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
大阪成蹊大学				
経営学部	3年次			
経営学科	140	10	580	
スポーツマネジメント学科	120	1	482	
国際観光学部	3年次			
国際観光学科	80	2	324	
芸術学部	3年次			
造形芸術学科	<u>240</u>	7	<u>974</u>	定員変更（20）
教育学部	3年次			
教育学科	3年次			
初等教育専攻	150	5	610	
中等教育専攻	70	-	280	
データサイエンス学部	3年次			
データサイエンス学科	80	-	320	
看護学部	3年次			
看護学科	80	-	320	
計	<u>960</u>	25	<u>3,890</u>	
大阪成蹊大学大学院				
教育学研究科	3年次			
教育学専攻（M）	5	-	10	
計	5	-	10	
びわこ成蹊スポーツ大学				
スポーツ学部	3年次			
スポーツ学科	360	-	1,440	
計	360	-	1,440	
びわこ成蹊スポーツ大学大学院				
スポーツ学研究科（M）	10	-	20	
計	10	-	20	
大阪成蹊短期大学				
生活デザイン学科	<u>60</u>	-	<u>120</u>	定員変更（20）
調理・製菓学科	100	-	200	
栄養学科	70	-	140	
幼児教育学科	<u>150</u>	-	<u>300</u>	定員変更（△30）
観光学科	60	-	120	
グローバルコミュニケーション学科	20	-	40	
経営会計学科	70	-	140	
計	<u>530</u>	-	<u>1,060</u>	

① 都道府県内における位置関係の図面

①-1 大阪府

大阪成蹊短期大学
大阪市東淀川区相川3-10-62

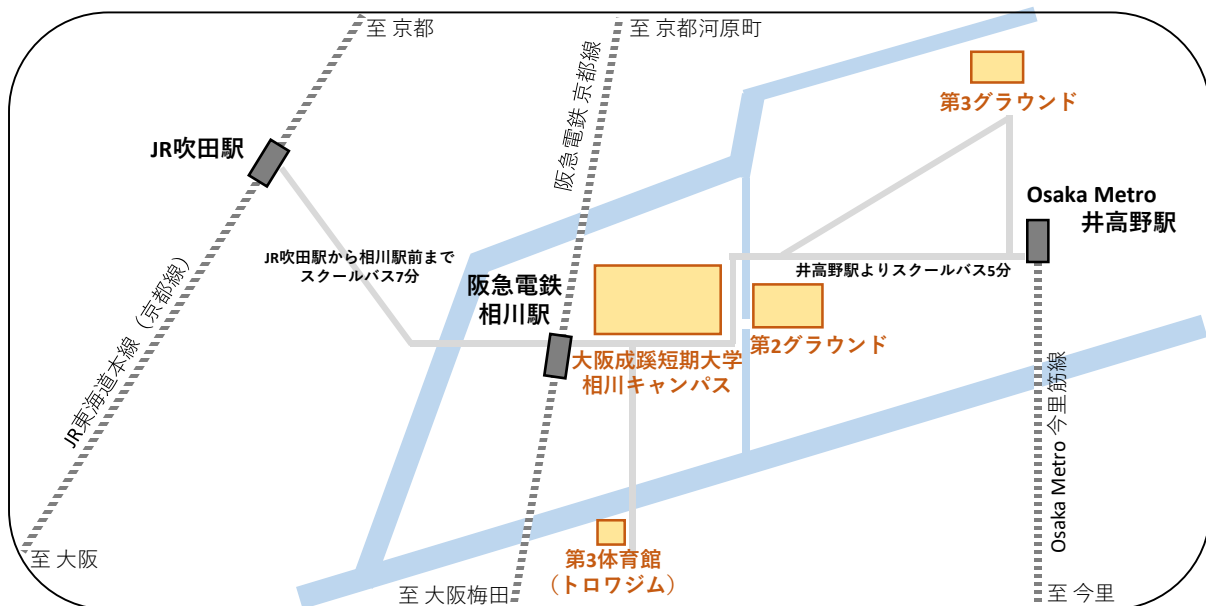


① -2 滋賀県

セミナーハウス
滋賀県大津市和邇北浜天川519



② 最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面



■阪急電鉄「相川駅」

相川キャンパスへは東へ200m

阪急京都線(Osaka Metro堺筋線乗入れ)「大阪梅田駅」から普通電車で「相川駅」下車、「京都河原町駅」から特急(途中普通電車に乘換え)で「相川駅」下車

■Osaka Metro今里筋線「井高野駅」

スクールバスで相川キャンパスまで約5分

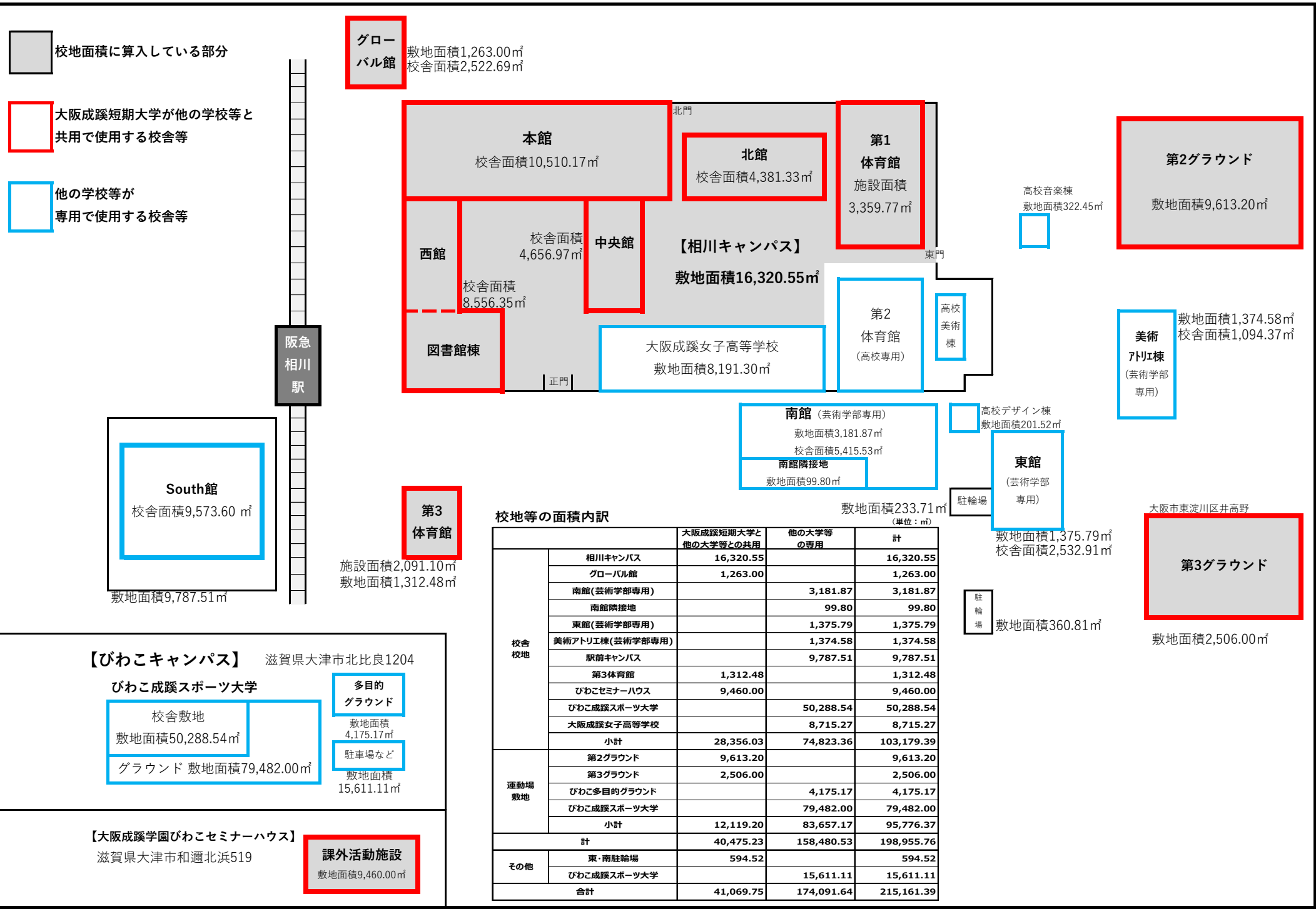
JR学研都市線「鳴野駅」及びOsaka Metro今里筋線「鳴野駅」と連絡
京阪本線「関目駅」でOsaka Metro今里筋線「関目成育駅」と連絡

■JR京都線「吹田駅」

スクールバスで阪急相川駅前まで約7分

JR京都線「大阪駅」から普通電車で「吹田駅」下車、「京都駅」から新快速(途中普通電車に乘換え)で「吹田駅」下車

③ 校舎、運動場等の配置図



○大阪成蹊短期大学学則

昭和26年4月1日

制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本学は大阪成蹊短期大学と称する。

(目的)

第2条 本学は人間の徳を涵養する成蹊の名を体し、幅広く、深い教養と総合的な判断力を養い、豊かな人間性を育てるとともに、専門的な学芸教授と实际的な専門職業教育に重きを置く大学教育を施し、優秀な社会人を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第3条 本学は教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(学科、学科の目的及び学生定員)

第4条 本学において次の学科を置く。

生活デザイン学科

調理・製菓学科

栄養学科

幼児教育学科

観光学科

グローバルコミュニケーション学科

経営会計学科

2 前項の学科における教育研究目的は次の各号に掲げる通りとする。

(1) 生活デザイン学科

生活全般に対する理解を深めながら、被服・デザインの領域において快適な生活を創造できる「デザイン力」と「人間力」を備えた人材を育成する。

(2) 調理・製菓学科

食の領域において豊かな食生活を探求し、フードサービス業界で活躍できる専門性と実践力を身につけた良識ある人材を育成する。

(3) 栄養学科

栄養の領域において、健康で快適な食生活をサポートできる専門性と実践力を身につけた良識ある人材を育成する。

(4) 幼児教育学科

幼児教育を専門とするところの技術と知識を高め、豊かな人間性を育み、常に探究心を持って将来教育・保育に携われる人材を育成する。

(5) 観光学科

観光ビジネスを理解し、21世紀の観光・ツーリズムの推進を担う、ホスピタリティ・サービス精神、コミュニケーション力、実務力を身につけた人材を育成する。

(6) グローバルコミュニケーション学科

国内外の文化や表現などを学び、クリエイティブな発想力、コミュニケーション力、表現力を持った社会人としてグローバルに活躍できる人材を育成する。

(7) 経営会計学科

ビジネス社会を構成する一員として社会を支えることができる、社会人基礎力と実践的なビジネス実務能力を身につけ、円滑な人間関係を築ける心豊かな人材を育成する。

3 前項の各学科の学生定員は次の通りとする。

学科	入学定員	収容定員
生活デザイン学科	60	120
調理・製菓学科	100	200
栄養学科	70	140
幼児教育学科	150	300
観光学科	60	120
グローバルコミュニケーション学科	20	40
経営会計学科	70	140
合計	530	1,060

第2章 教職員組織

(教職員)

第5条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。職員の定員は別に定める。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合は、准教授、講師、助教又は助手を置かないことができる。

2 本学に、前項のほか、副学長、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第6条 学長は本学を代表し校務を掌り、所属教職員を統括する。教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。講師は教授及び准教授に準ずる職務に従事する。

2 その他の事務職員等の職務については、別に定める。

第3章 教授会

(教授会)

第7条 本学に教授会を置く。教授会は学長、副学長、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。教授会は学長がこれを招集し、その議長となる。学長に支障あるときは、副学長またはその指名により他の教授がこれに代わる。教授会は必要に応じ専任の教授、准教授、講師及び助教以外の職員を陪席させることがある。

(教授会の審議事項)

第8条 教授会は、学長が次に掲げる教育研究に関する事項について決定を行うにあたり審議し意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関すること。
- (2) 学生の学位の授与に関すること。
- (3) その他短期大学の教育研究に関する重要な事項

2 教授会の審議事項を専門的に審議するため、専門委員会等を置くことができる。

3 教授会の運営に関する事項は別に定める。

第4章 入学、退学、休学、復学、転学、除籍、復籍

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部

科学大臣の指定したもの

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第10条 本学に入学を志願する者は所定の手続きを行わなければならない。

2 入学志願の手続きは別に定める。

（入学者の選考）

第11条 入学志願者は別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続き）

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の入学手続きを行わなければならない。

2 入学の手続きは別に定める。

（入学の時期）

第13条 本学入学の時期は毎年4月又は10月とする。

（休学及び退学）

第14条 病気その他やむを得ない事由により、退学又は休学しようとする者は保証人の連署をもって願い出て、学長の許可を受けなければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

（休学の期間）

第15条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは学

長は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は第24条に定める在学年限に算入しない。

(復学)

第16条 休学期間中にその理由が消滅した場合には、保証人の連署をもって願い出て、学長の許可を得て復学することができる。

(再入学及び転入学)

第17条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員の有る場合に限り、選考の上、教授会の審議を経て、学長は相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の審議を経て学長が決定する。

(転学)

第18条 本学から他の大学に転学しようとする者は事由を具し、願い出て学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第19条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て学長が除籍する。

(1) 授業料その他の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 休学期間終了までに復学、休学延長、退学のいずれの手続きも取らない者

(3) 第24条に定める在学年限を超える者

(4) 第15条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

(5) 2年以上にわたって行方不明の者

(復籍)

第20条 前条(1)により除籍となった者が復籍を希望する場合は、学長の許可を得て復籍することができる。

第5章 学期及び休業日

(学年及び学期)

第21条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、学長は学期ごとの授業の開始日及び終了日について、変更す

ることができる。

(1年間の授業期間)

第22条 1年間の授業日数は定期試験等の日数を含め35週にわたるものとする。

(休業日)

第23条 本学の休業日を下記の通り定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 本学園記念日 4月20日
- (4) 春期休業日 3月1日から3月31日まで
- (5) 夏期休業日 8月1日から9月30日まで
- (6) 冬期休業日 12月25日から1月7日まで

2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び学習の評価、課程修了認定に関する事項

(修業年限)

第24条 本学の修業年限は2年とし、4年を超えて在学することはできない。

(卒業)

第25条 本学に2年以上在学し、本学の定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位)

第26条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(試験)

第27条 試験は学期末又は学年末にその履修した科目について、筆答、口述、論文、実技等によって行う。

(単位の授与)

第28条 各授業科目の学習の評価は秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格と認め、所定の単位を与える。

第7章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第29条 本学は、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的

に教育課程を編成する。

2 本学の授業科目を分けて、共通科目、学科科目、自由科目、他大学における履修科目とし、必修科目及び選択科目に分ける。

3 授業科目及び単位数並びに履修の方法については、履修に関する規程に定める。
(教職課程及び司書課程)

第30条 前条に定めるもののほか、教職及び司書に関する科目を置く。

(単位)

第31条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外をあわせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業の方法等)

第31条の2 授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、平成13年文部科学省告示第51号の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得した単位は、30単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。

(履修単位)

第32条 各学科においては履修に関する規程にしたがって、共通科目12単位以上、学科科目・自由科目50単位以上合計62単位以上を修得しなければならない。

2 一学期に履修科目として登録することができる単位数の限度を定める。

(本学の履修とみなす学修)

第32条の2 本学において教育上有益と認めるときは、次の各号の一に規定する修得単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 学生が本学に入学する前に短期大学又は大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位

(2) 他の短期大学又は大学との協議により、学生が他の短期大学等で履修した単位

(3) 本学が認めた外国の短期大学又は大学への留学により得た学習成果

(4) 学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修（入学前の学修を含む。）により修得した単位

2 前項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

（本学の履修とみなす学修の単位数）

第32条の3 第32条の2の規定により、第32条の2の第1号、第2号、第4号をあわせて30単位、第32条の2の第2号、第3号、第4号をあわせて30単位、第32条の2の第1号、第2号、第3号、第4号をあわせて45単位を超えない範囲で単位の認定を行うものとする。

（教育職員免許状）

第33条 教育職員免許状を取得しようとする者は、第32条の規定によるほか教育職員免許法及び同法施行規則に規定された単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許状取得に関する細則は別に定める。

（栄養士免許証）

第34条 栄養士免許証を取得しようとする者は、第32条の規定によるほか栄養士法及び同法施行規則に規定された単位を修得しなければならない。

2 栄養士免許証取得に関する規程は別に定める。

（調理師免許証）

第35条 調理師免許証を取得しようとする者は、第32条の規定によるほか調理師法及び同法施行規則に規定された単位を修得しなければならない。

2 調理師免許証取得に関する規程は別に定める。

（保育士証）

第36条 保育士証を取得しようとする者は、第32条の規定によるほか児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号に規定された単位を修得しなければならない。

2 保育士証取得に関する規程は別に定める。

（司書課程修了証書）

第37条 司書課程修了証書を取得しようとする者は、第32条の規定によるほか図書館法及び同法施行規則に規定された単位を修得しなければならない。

2 司書課程修了証書取得に関する規程は別に定める。

（取得できる資格）

第38条 各学科において取得できる資格は次の通りである。

学科	免許状等の種類
----	---------

調理・製菓学科	調理師免許証
栄養学科	栄養士免許証
	栄養教諭二種免許状
幼児教育学科	幼稚園教諭二種免許状
	保育士証
生活デザイン学科 調理・製菓学科 栄養学科 幼児教育学科 観光学科 グローバルコミュニケーション学科 経営会計学科	司書課程修了証書

第8章 学費

(入学検定料、入学金、授業料等及び納付方法)

第39条 入学検定料、入学金、授業料その他学生の負担すべき金額及びその納付方法は下記の通り定める。

- (1) 入学検定料 3万円
- (2) 入学金 25万円 (入学時)
- (3) 授業料

学科名	授業料 (年額)	授業料 (前期)	授業料 (後期)
生活デザイン学科、調理・製菓学科、栄養学科	102万円	51万円	51万円
幼児教育学科	104万円	52万円	52万円
観光学科	100万円	50万円	50万円
グローバルコミュニケーション学科	96万円	48万円	48万円
経営会計学科	98万円	49万円	49万円

- (4) 教育充実費

幼児教育学科 3万円

ただし、別に実験・実習費は若干額を徴収することがある。

2 授業料は2期に分納するものとし、納付の時期は別に定める。ただし、特別の事情があ

ると認められる者は、延納を認めることがある。

- 3 一旦収受した納付金は、返還しない。

(退学等の場合の授業料)

第39条の2 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第39条の3 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

- 2 休学者は、休学期間中の在籍料を納付しなければならない。

在籍料 年額 3万円

(復学の場合の授業料)

第39条の4 学期の途中で復学した者は、復学した月から当該学期末までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する見込みの場合の授業料)

第39条の5 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

(授業料等の免除)

第39条の6 経済的理由により授業料等の納入が困難と認められる者、その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等の全額若しくは一部を免除し、又は授業料等を分納して納入させることができる。

- 2 授業料等の減免等に関し必要な事項は別に定める。

第9章 図書館、厚生施設

(附属施設)

第40条 本学に図書館、教育研究支援センター、保健センターを設ける。

- 2 図書館、教育研究支援センター、保健センターに関する規定は別にこれを定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第41条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の審議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

第42条 本学の学則、規則に違反し又は学生の本分に反する行為のあったときは、別に定めるところにより、学長は教授会の審議を経てこれを懲戒する。

(懲戒の種類)

第43条 懲戒は次の3種とする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

2 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 委託生、科目等履修生、単位互換履修生、研究生及び外国人留学生

(委託生)

第44条 公共団体その他の機関から本学に特定の学科につき修学を委託されたときは本学の教育に支障のない範囲において選考の上、教授会の審議を経て、学長は委託生として受諾することがある。

2 委託生に関して必要な事項は別に定める。

(科目等履修生)

第45条 本学の授業科目につき聴講することを志願する者があるときは本学の教育に支障のない範囲において選考の上、教授会の審議を経て学長が科目等履修生として修学することを許可する。

2 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第45条の2 本学が他の短期大学又は大学との間で単位互換協定を結ぶことにより、該当する互いの学生が、単位互換履修生として授業科目を履修することができる。

2 単位互換履修生に関して必要な事項は別に定める。

(研究生)

第45条の3 本学の授業科目について研究することを志願する者があるときは本学の教育に支障のない範囲において選考の上、教授会の審議を経て学長は研究生として修学することを許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

(委託生及び科目等履修生の履修の証明)

第46条 委託生及び科目等履修生はその履修した科目及び単位の証明を求めることができる。

(外国人留学生)

第47条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

(交換留学生)

第47条の2 外国人で、本学と学生交流に関する協定を締結している外国の大学又は短期大学に在籍する者のうち、当該大学長よりの推薦を受けた者については、学長が交換留学生として許可することがある。

2 交換留学生について必要な事項は別に定める。

(準用)

第48条 本学則の規定は特別の規定がない限り委託生・科目等履修生・単位互換履修生・研究生・外国人留学生及び交換留学生にもこれを準用する。

附 則

この学則は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則(昭和27年4月1日)

この学則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則(昭和28年4月1日)

この学則は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則(昭和29年4月1日)

この学則は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則(昭和30年4月1日)

この学則は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則(昭和31年4月1日)

この学則は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則(昭和32年4月1日)

この学則は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則(昭和33年4月1日)

この学則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則(昭和34年4月1日)

この学則は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則（昭和35年4月1日）
この学則は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則（昭和38年4月1日）
この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年4月1日）
この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年4月1日）
この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日）
この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年4月1日）
この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年4月1日）
この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年4月1日）
この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年4月1日）
この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日）
この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月1日）
この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日）
この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日）
この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日）
この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日）
この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日）

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年4月1日）

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日）

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日）

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日）

本学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第34条の授業料の額については昭和60年度入学生から適用する。

附 則（昭和61年4月1日）

1 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第34条の授業料の額については昭和61年度入学生から適用する。

2 昭和61年度から平成8年度において、国文・英文・観光学科の学生定員は、次の通りとする。

年度	学科 定員	国文学科	英文学科	観光学科
昭和61年度	入学定員	250人	250人	200人
	総定員	400人	400人	300人
昭和62年度～平成7年度	入学定員	250人	250人	200人
	総定員	500人	500人	400人
平成8年度	入学定員	150人	150人	100人
	総定員	400人	400人	300人

附 則（昭和62年4月1日）

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日）

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第34条の授業料の額については昭和63年度入学生から適用する。

附 則（平成元年4月1日）

本学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第34条の授業料の額については平成元年度入学生から適用する。

附 則（平成2年4月1日）

本学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第26条別表1・第27条別表2の授業科目、第33条取得資格、第34条の授業料の額については平成2年度入学生から適用する。

附 則（平成3年4月1日）

本学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第34条の授業料の額については平成3年度入学生から適用する。

附 則（平成4年4月1日）

本学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第26条及び第29条の授業科目並びに別表1、第34条の授業料の額については平成4年度入学生から適用する。

附 則（平成5年4月1日）

本学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第36条の授業料の額については平成5年度入学生から適用する。

附 則（平成6年4月1日）

本学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第27条別表1の授業科目、第28条別表2・3の授業科目及び第36条の授業料の額については平成6年度入学生から適用する。

附 則（平成7年4月1日）

本学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第36条の授業料の額については平成7年度入学生から適用する。

附 則（平成8年4月1日）

- 1 本学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第27条別表1の授業科目については平成8年度入学生から適用する。
- 2 第4条に規定する学生定員のうち、国文学科、英文学科、観光学科の学生定員は、平成12年度までの間は、次の通りとする。

学科	年度	平成8年度～平成11年度		平成12年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
		人	人	人	人
国文学科	250	500	150	400	
英文学科	250	500	150	400	
観光学科	200	400	100	300	

附 則（平成9年4月1日）

本学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第27条別表1の授業科目について

は平成9年度入学生から適用する。

附 則（平成10年4月1日）

本学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第27条別表1の授業科目及び第36条の授業料の額については平成10年度入学生から適用する。

附 則（平成11年4月1日）

本学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第27条別表1及び第28条別表2・4の授業科目については平成11年度入学生から適用する。

附 則（平成12年4月1日）

1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第27条別表1の授業科目については平成12年度入学生から適用する。

2 第4条に規定する学生定員のうち、国文学科、英文学科、観光学科の学生定員は、平成16年度までの間は、次の通りとする。

学科	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
国文学科	235	485	220	455	208	428	198	406	188	386
英文学科	235	485	220	455	208	428	198	406	188	386
観光学科	200	400	200	400	194	394	184	378	174	358

附 則（平成13年4月1日）

本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第27条別表1の授業科目については平成13年度入学生から適用する。

附 則（平成14年4月1日）

1 本学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第27条別表1の授業科目については平成14年度入学生から適用する。

2 第4条に規定する学生定員のうち、国文学科、英文学科、観光学科の学生定員は、平成16年度までの間は、次の通りとする。

（平成15年度以降、国文学科、英文学科各入学定員を0人とし、観光学科入学定員を90人とする予定＜申請中＞）

附 則（平成15年4月1日）

1 本学則は平成15年4月1日から施行する。ただし、第27条別表第1の授業科目、第28

条別表第2の教職課程に関する科目及び第30条共通科目については平成15年度入学生から適用する。

2 (学科の存続に関する経過措置)

大阪成蹊短期大学 国文学科、体育学科、英文学科、デザイン美術科は改正後の第4条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。

3 (教職課程の存続に関する経過措置)

大阪成蹊短期大学 国文学科、体育学科、英文学科、デザイン美術科は改正後の第37条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。

附 則(平成16年4月1日)

本学則は平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

1 本学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年4月1日附則の2(学科の存続に関する経過措置)及び3(教職課程の存続に関する経過措置)については、平成16年3月31日現在、当該学科に在学する者がいなくなったため、平成16年5月31日をもって解除する。

附 則(平成17年4月1日)

本学則は平成17年4月1日から施行する。ただし、第28条別表第1の授業科目、第31条共通科目については平成17年度入学生から適用する。

附 則(平成18年1月20日)

本学則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成18年3月7日)

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

1 本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年11月16日)

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月23日)

本学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第29条別表第1の授業科目については平成19年度入学生から適用する。

附 則（平成19年3月5日）

本学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第29条別表第1の授業科目については平成19年度入学生から適用する。

附 則（平成19年12月21日）

本学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第29条別表第1の授業科目及び第32条共通科目については平成20年度入学生から適用する。

附 則（平成20年1月24日）

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月25日）

本学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第29条別表第1、第30条別表第2及び第39条については平成21年度入学生から適用する。

附 則（平成20年10月21日）

本学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年度入学生から適用する。

附 則（平成21年4月1日）

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月24日）

本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第29条別表第1、第30条別表第2については平成22年度入学生から適用する。

附 則（平成21年10月20日）

本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第29条別表第1については平成22年度入学生から適用する。

附 則（平成22年1月19日）

本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第29条2別表第1については平成22年度入学生から適用する。

附 則（平成22年9月21日）

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月19日）

本学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第29条2別表第1については平成23年度入学生から適用する。

附 則（平成22年11月16日）

本学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第29条2別表第1については平成

23年度入学生から適用する。

附 則（平成23年2月15日）

本学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第29条別表第1、第30条別表第2及び第32条(3)については、平成23年度入学生から適用する。

附 則（平成23年5月19日）

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月20日）

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月23日）

本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第29条第3項の規定は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則（平成24年2月23日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第40条の3第2項については、平成24年度の入学生から適用する。

附 則（平成24年9月27日）

この学則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成24年4月20日）

本学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年度の各学科・専攻の学生定員は以下のとおりとする。

学科・専攻	入学定員	収容定員
総合生活学科	220	440
児童教育学科		
初等教育学専攻	30	100
幼児教育学専攻	240	440
観光学科	90	180
創造文化学科	50	100
経営会計学科	60	120
合計	690	1,380

附 則（平成25年11月21日）

- 1 本学則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。
(学科の存続に関する経過措置)
- 2 大阪成蹊短期大学 児童教育学科初等教育学専攻及び幼児教育学専攻は改正後の第4条の規定にかかわらず、当該学科・専攻に在学する者が当該学科・専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
(教職課程の存続に関する経過措置)
- 3 大阪成蹊短期大学 児童教育学科初等教育学専攻及び幼児教育学専攻は改正後の第39条の規定にかかわらず、当該学科・専攻に在学する者が当該学科・専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (平成26年9月25日)

本学則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

附 則 (平成26年11月20日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月29日)

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日)

本学則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

附 則 (平成27年5月28日)

(施行期日等)

- 1 この学則は、平成27年9月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第40条第1項第4号の規定は、平成28年度からの入学生について適用する。

附 則 (平成27年9月24日)

- 1 この学則は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 平成25年11月21日附則の2 (学科の存続に関する経過措置) 及び3 (教職課程の存続に関する経過措置) については、児童教育学科初等教育学専攻においては、当該学科・専攻に在学する者がいなくなるため、平成27年9月30日をもって解除する。

附 則 (平成28年1月28日)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。
(学科の存続に関する経過措置)
- 2 大阪成蹊短期大学 総合生活学科は改正後の第4条の規定にかかわらず、当該学科に在

学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(資格に係る教育課程の存続に関する経過措置)

- 3 大阪成蹊短期大学 総合生活学科は改正後の第39条の規定にかかわらず、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成29年11月16日）

本学則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成30年4月19日）

本学則は、平成31年4月1日より施行する。ただし、第40条の授業料の額については平成31年度入学生から適用する。

附 則（平成30年7月26日）

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日）

本学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の(6)については、平成31年度入学生から適用する。

附 則（令和元年9月26日）

本学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年度の各学科の学生定員は以下の通りとする。

学科	入学定員	収容定員
生活デザイン学科	50	100
調理・製菓学科	100	220
栄養学科	80	200
幼児教育学科	280	580
観光学科	90	180
グローバルコミュニケーション学科	30	60
経営会計学科	50	100
合計	680	1,440

附 則（令和元年12月19日）

本学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年度入学生から適用する。

附 則（令和3年2月25日）

本学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和４年５月26日）

本学則は、令和５年４月１日から施行する。ただし、令和５年度の各学科の学生定員は以下の通りとする。

学科	入学定員	収容定員
生活デザイン学科	40	90
調理・製菓学科	100	200
栄養学科	70	150
幼児教育学科	180	460
観光学科	60	150
グローバルコミュニケーション 学科	20	50
経営会計学科	70	120
合計	540	1,220

附 則（令和５年７月27日）

本学則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和 年 月 日）

本学則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、令和６年度の各学科の学生定員は以下の通りとする。

学科	入学定員	収容定員
生活デザイン学科	60	100
調理・製菓学科	100	200
栄養学科	70	140
幼児教育学科	150	330
観光学科	60	120
グローバルコミュニケーション 学科	20	40
経営会計学科	70	140
合計	530	1,070

学則の変更事項を記載した書類

① 変更の事由

ア 生活デザイン学科、幼児教育学科の入学定員及び収容定員を変更し、大阪成蹊短期大学全体の入学定員及び収容定員を変更する。

② 変更点

ア 生活デザイン学科、幼児教育学科及び、大阪成蹊短期大学全体の入学定員及び収容定員を変更する。(第4条3項)

イ 令和6年度の学年進行に伴う収容定員の推移について明示する。(附則)

大阪成蹊短期大学学則 新旧対照表

改正後(案)	現行																																																						
(第1条から第3条まで略) 第4条 (第1項から第2項まで略) 3 前項の各学科の学生定員は次の通りとする。 <table><tr><th>学科</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>生活デザイン学科</td><td>60</td><td>120</td></tr><tr><td>調理・製菓学科</td><td>100</td><td>200</td></tr><tr><td>栄養学科</td><td>70</td><td>140</td></tr><tr><td>幼児教育学科</td><td>150</td><td>300</td></tr><tr><td>観光学科</td><td>60</td><td>120</td></tr><tr><td>グローバルコミュニケーション学科</td><td>20</td><td>40</td></tr><tr><td>経営会計学科</td><td>70</td><td>140</td></tr><tr><td>合計</td><td>530</td><td>1,060</td></tr></table>	学科	入学定員	収容定員	生活デザイン学科	60	120	調理・製菓学科	100	200	栄養学科	70	140	幼児教育学科	150	300	観光学科	60	120	グローバルコミュニケーション学科	20	40	経営会計学科	70	140	合計	530	1,060	(第1条から第3条まで略) 第4条 (第1項から第2項まで略) 3 前項の各学科の学生定員は次の通りとする。 <table><tr><th>学科</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>生活デザイン学科</td><td>40</td><td>80</td></tr><tr><td>調理・製菓学科</td><td>100</td><td>200</td></tr><tr><td>栄養学科</td><td>70</td><td>140</td></tr><tr><td>幼児教育学科</td><td>180</td><td>360</td></tr><tr><td>観光学科</td><td>60</td><td>120</td></tr><tr><td>グローバルコミュニケーション学科</td><td>20</td><td>40</td></tr><tr><td>経営会計学科</td><td>70</td><td>140</td></tr><tr><td>合計</td><td>540</td><td>1,080</td></tr></table>	学科	入学定員	収容定員	生活デザイン学科	40	80	調理・製菓学科	100	200	栄養学科	70	140	幼児教育学科	180	360	観光学科	60	120	グローバルコミュニケーション学科	20	40	経営会計学科	70	140	合計	540	1,080
学科	入学定員	収容定員																																																					
生活デザイン学科	60	120																																																					
調理・製菓学科	100	200																																																					
栄養学科	70	140																																																					
幼児教育学科	150	300																																																					
観光学科	60	120																																																					
グローバルコミュニケーション学科	20	40																																																					
経営会計学科	70	140																																																					
合計	530	1,060																																																					
学科	入学定員	収容定員																																																					
生活デザイン学科	40	80																																																					
調理・製菓学科	100	200																																																					
栄養学科	70	140																																																					
幼児教育学科	180	360																																																					
観光学科	60	120																																																					
グローバルコミュニケーション学科	20	40																																																					
経営会計学科	70	140																																																					
合計	540	1,080																																																					
(第5条から第48条まで略) 附 則 (令和 年 月 日) 本学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年度の各学科の学生定員は以下の通りとする。 <table><tr><th>学科</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>生活デザイン学科</td><td>60</td><td>100</td></tr><tr><td>調理・製菓学科</td><td>100</td><td>200</td></tr><tr><td>栄養学科</td><td>70</td><td>140</td></tr><tr><td>幼児教育学科</td><td>150</td><td>330</td></tr><tr><td>観光学科</td><td>60</td><td>120</td></tr><tr><td>グローバルコミュニケーション学科</td><td>20</td><td>40</td></tr><tr><td>経営会計学科</td><td>70</td><td>140</td></tr><tr><td>合計</td><td>530</td><td>1,070</td></tr></table>	学科	入学定員	収容定員	生活デザイン学科	60	100	調理・製菓学科	100	200	栄養学科	70	140	幼児教育学科	150	330	観光学科	60	120	グローバルコミュニケーション学科	20	40	経営会計学科	70	140	合計	530	1,070	(第5条から第48条まで略)																											
学科	入学定員	収容定員																																																					
生活デザイン学科	60	100																																																					
調理・製菓学科	100	200																																																					
栄養学科	70	140																																																					
幼児教育学科	150	330																																																					
観光学科	60	120																																																					
グローバルコミュニケーション学科	20	40																																																					
経営会計学科	70	140																																																					
合計	530	1,070																																																					

学則の変更の趣旨等を記載した書類

目次

ア 学則変更（収容定員変更）の内容	・・・p.2
イ 学則変更（収容定員変更）の必要性	・・・p.2
ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容	
（ア）教育課程の変更内容	・・・p.3
（イ）教育方法及び履修指導方法の変更内容	・・・p.3
（ウ）教員組織の変更内容	・・・p.4
（エ）大学全体の施設・設備の変更内容	・・・p.4

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

近年の大阪成蹊短期大学及び近隣競合校の募集状況や、全国的・地域的な 4 年制大学への進学志向の高まり等を鑑み、入学定員をより安定的に充足し、教育研究活動をより効果的に展開することができるよう、幼児教育学科の入学定員（収容定員）を現行の 180 人（360 人）から 150 人（300 人）に変更し、生活デザイン学科の入学定員（収容定員）を 40 人（80 人）から 60 人（120 人）に変更する。これにより、短期大学全体の入学定員（収容定員）を現行の 540 人（1,080 人）から 530 人（1,060 人）に変更する。

（新）

学科	入学定員	収容定員
生活デザイン学科	<u>60 人</u>	<u>120 人</u>
調理・製菓学科	100 人	200 人
栄養学科	70 人	140 人
幼児教育学科	<u>150 人</u>	<u>300 人</u>
観光学科	60 人	120 人
グローバルコミュニケーション学科	20 人	40 人
経営会計学科	70 人	140 人
合計	<u>530 人</u>	<u>1,060 人</u>

（旧）

学科	入学定員	収容定員
生活デザイン学科	<u>40 人</u>	<u>80 人</u>
調理・製菓学科	100 人	200 人
栄養学科	70 人	140 人
幼児教育学科	<u>180 人</u>	<u>360 人</u>
観光学科	60 人	120 人
グローバルコミュニケーション学科	20 人	40 人
経営会計学科	70 人	140 人
合計	<u>540 人</u>	<u>1,080 人</u>

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

令和 5(2023)年度より、生活デザイン学科の入学定員を 40 人（10 人減）、栄養学科の入学定員を 70 人（10 人減）、幼児教育学科の入学定員を 180 人（100 人減）、観光学科の入学定員を 60 人（30 人減）、グローバルコミュニケーション学科の入学定員を 20 人（10 人減）、経営会計学科の入学定員を 70 人（20 人増）とし、短期大学全体の入学定員を 680 人より 140 人減の 540 人に変更した。これにより、令和 5(2023)年度募集における各学科の入学定員充足率は大幅に改善した一方、依然として幼児教育学科における入学定員の見直しが必要となっている。また、大阪府、京都府においてデザイン系の学びを有する短期大学の募集状況も踏まえながら、生活デザイン学科においてデザイン関係の学びの充実を図るのに伴って、生活デザイン学科における入学定員の見直しが必要となっている。

以上、入学定員をより安定的に充足し、また教育研究活動をより効果的に展開することができるよう、収容定員に係る学則を変更する必要がある。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（ア）教育課程の変更内容

本学は、「幅広く、深い教養と総合的な判断力を養い、豊かな人間性を育てるとともに、専門的な学芸教授と実地的な専門職業教育に重きを置く大学教育を施し、優秀な社会人を育成すること（学則第2条）」を目的としている。こうした目的を達成するため、本学の教育課程は、「共通科目」「学科科目」の2つの科目群から構成している。「共通科目」では、2年間の学びの基礎となる初年次教育を行う科目、語学力を身につける科目、幅広い教養を身につける科目、キャリア教育を行う科目など、専門的な学びを支え、「人間力」の基礎を身につけることのできる科目を編成している。また、「学科科目」では、理論と実践の融合と体験による職業意識の向上と定着を重視し、各学科の専門性に応じて、講義や演習、実習科目をバランスよく配置し、系統的に教育課程を編成している。幼児教育学科において、今回の学則変更に伴う教育課程の変更は生じない。また生活デザイン学科では、既に開講する専門科目に加えて、教育内容の充実を図るものとして、デザイン領域に関する専門科目29科目を開講することとしている。

以上、各学科において収容定員変更前の教育課程を踏襲又は開講科目の追加により教育内容を充実しており、変更前の内容と比較して、同等以上の内容を担保している。

（イ）教育方法及び履修指導方法の変更内容

「共通科目」は、「Ⅰ群. 語学」「Ⅱ群. 情報・キャリア」「Ⅲ群. 国際社会と日本」「Ⅳ群. 科学と環境」「Ⅴ群. 健康とスポーツ」「Ⅵ群. 人間と智」の6群で構成している。変更前と同様に、Ⅰ群より外国語2単位以上、Ⅱ群からⅥ群より「キャリアベーシック」を含む5科目10単位以上の取得を卒業要件とし、各学科の「専門科目」では、必修単位を含む50単位以上の取得を卒業要件としている。履修指導にあたっては、取得を希望する免許・資格等や希望する進路に応じて必要な科目等の履修を指導する。学科ごとに実施する前期・後期の授業開始前の各オリエンテーションにおいて、履修ガイドに掲載の教育課程表やシラバス、時間割等を用いて指導を行う。また、履修登録の状況や単位の取得状況等を確認し、事務部門との連携の下、必要に応じてアドバイザーが個別に履修指導等を行う。

なお、各授業におけるアクティブラーニングを軸とした主体的・能動的な授業の展開や、各科目における開講クラス数やクラス規模等の考え方に変更はなく、これまで以上に充実した教育を展開できるよう教育方法や開講方法等の充実を図っていく。

以上、今回の収容定員変更に伴って、こうした教育方法及び履修指導に変更はなく、変更前の内容と比較して、同等以上の内容を担保している。

(ウ) 教員組織の変更内容

本学では、短期大学設置基準の必要専任教員数 40 名に対して、55 名の専任教員を配置する。幼児教育学科では、必要専任教員数 10 名に対して 23 名の専任教員を配置している。生活デザイン学科では、必要専任教員数 4 名に対して 5 名の専任教員を配置している。生活デザイン学科における S/T 比率は 1 学年あたり 12 人となるが、これは同一分野に属する本学の調理・製菓学科の 12.5 人、栄養学科の 10 人と比較しても同等水準の比率であり、また併設の大阪成蹊大学芸術学部との連携による教育体制の強化を図るなど学園内の連携を充実することにより、これまで以上に丁寧な学生指導等を行うことができると考えている。

(エ) 大学全体の施設・設備の変更内容

講義室、演習室、実験実習室、情報処理学習施設、語学学習施設などの施設・設備に関しても、収容定員変更の前後で変更はない。平成 31(2019)年 3 月には新たな講義棟として「グローバル館」を新築するとともに、キャンパス内各施設において無線 Wi-Fi を整備する等、施設・設備の状況を定期的に検証し、充実を図っている。また令和 6(2024)年度より、生活デザイン学科におけるデジタルデザイン教育の充実のために必要な PC ソフトの導入等を予定している。

以上、施設・設備においても、変更前の内容と比較して、同等以上の内容を担保している。

学生の確保の見通し等を記載した書類

目次

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況	
ア 定員を変更する学科等を設置する大学等の現状把握・分析	・・・ p.2
イ 地域・社会動向等の現状把握・分析	・・・ p.2
ウ 定員を変更する学科等の趣旨目的、教育内容、定員設定等	・・・ p.3
エ 学生確保の見通し	
A. 学生確保の見通しの調査結果	・・・ p.4
B. 新設学部等の分野の動向	・・・ p.4
C. 中長期的な 18 歳人口の全国的、地域的動向等	・・・ p.4
D. 競合校の状況	・・・ p.5
E. 既設学部等の学生確保の状況	・・・ p.6
F. その他、申請者において検討・分析した事項	・・・ p.6
オ 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	・・・ p.7
(2) 人材需要の動向等社会の要請	
①人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）	・・・ p.9
②上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠	・・・ p.9

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

ア 定員を変更する学科等を設置する大学等の現状把握・分析

大阪成蹊短期大学は、昭和 23（1948）年に高度な女子教育の実践という地域の要請に応じて設立され、長年に亘り地域の女子教育・職業人養成に多大な貢献をしてきた。平成 15（2003）年には男女共学へと変更し、令和 5（2023）年現在、生活デザイン学科、調理・製菓学科、栄養学科、幼児教育学科、観光学科、グローバルコミュニケーション学科、経営会計学科の 7 学科、在籍者 1,011 人の総合短期大学へと発展している。大阪成蹊短期大学は、長年に亘り多くの志願者・入学者を確保してきたが、昨今の志願動向から 4 年制大学への進学志向の高まりなどが確認され、今後、より適正な入学定員への見直しを図る必要がある。日本私立学校振興・共済事業団が公表する「令和 4 年度私立大学・短期大学等入学志願動向」によると、令和 4(2022)年度の全国の短期大学の志願者数は 53,436 人で前年比 6,927 人の減少となっている。また教育系学科の志願者数が 17,379 人で前年比 2,578 人の減少となっている一方、芸術系学科の志願者数は 2,874 人で前年比 204 人の増加となっている。こうした全国的な短期大学及び学科系統別の動向や本学各学科における近年の募集状況等を総合的に勘案して、入学定員をより安定的に充足し、また教育研究活動をより効果的に展開することができるよう、幼児教育学科の入学定員を 150 人（現行の 180 人より 30 人減）、生活デザイン学科は教育内容を一層充実して入学定員を 60 人（現行の 40 人より 20 人増）とし、短期大学全体の入学定員を 530 人（現行の 540 人より 10 人減）、収容定員を 1,060 人（現行の 1,080 人より 20 人減）に変更する。

(新)			(旧)		
学科	入学定員	収容定員	学科	入学定員	収容定員
生活デザイン学科	<u>60 人</u>	<u>120 人</u>	生活デザイン学科	<u>40 人</u>	<u>80 人</u>
調理・製菓学科	100 人	200 人	調理・製菓学科	100 人	200 人
栄養学科	70 人	140 人	栄養学科	70 人	140 人
幼児教育学科	<u>150 人</u>	<u>300 人</u>	幼児教育学科	<u>180 人</u>	<u>360 人</u>
観光学科	60 人	120 人	観光学科	60 人	120 人
グローバルコミュニケーション学科	20 人	40 人	グローバルコミュニケーション学科	20 人	40 人
経営会計学科	70 人	140 人	経営会計学科	70 人	140 人
合計	<u>530 人</u>	<u>1,060 人</u>	合計	<u>540 人</u>	<u>1,080 人</u>

イ 地域・社会的動向等の現状把握・分析

本学幼児教育学科は、大阪を中心として、多くの幼稚園教諭・保育士を育成・輩出し地域の人材要請に应运してきた。「令和 4 年度版厚生労働白書」によると、大阪府の保育士の有効

求人倍率（令和 4 年 1 月時点）は 3.92 となっており、全国の有効求人倍率 2.92 を大きく上回っている。また、内閣府の「都道府県別の認定こども園の数の推移（平成 19 年～令和 4 年）」によると、大阪府における幼保連携型認定こども園数は平成 26(2014)年の 40 園から令和 4(2022)年の 636 園（前年比+27）とその数を伸ばしており、特に幼稚園教諭と保育士資格を併有した人材需要は今後も一層高まることが予測される。また生活デザイン学科では、従来の服飾にかかる学びに加えてデザインに関する学びを充実する。平成 27(2015)年度と令和 2(2020) 年度の国勢調査をもとにした全国及び大阪府における産業別就業者数（15 歳以上）の推移（【図表 1】【図表 2】）をみると、デザイン業や広告業における従事者数は全国・大阪府いずれも増加しており、デザインの専門性を持つ人材需要の高まりを確認することができる。その一方で、企業の採用ニーズが十分に満たされているとは言い難い。公益財団法人日本デザイン振興会は、先んじてデザイン経営に取り組む企業としてグッドデザイン賞への応募実績のある企業 3,944 社を対象に「日本企業におけるデザイン経営の取り組み状況」を明らかにするためのアンケート調査を令和 2(2020)年に実施した。「(2) 人材需要の動向等社会の要請」で詳述するとおり、この中でデザインの素養を持った人材の不足を課題とする企業の実態が分かる。このように本学生活デザイン学科が養成するデザインの専門性を有する人材に社会的需要が高いことが確認され、企業等における人材不足の解消に十分に貢献できることが明らかになっている。

ウ 新設学科等の趣旨目的、教育内容、定員設定等

本学幼児教育学科では、「幼児教育を専門とするところの技術と知識を高め、豊かな人間性を育み、常に探究心を持って将来教育・保育に携われる人材」を育成することを教育目的としている。本学幼児教育学科は、地域の人材需要に長年にわたり応えてきたが、「イ 地域・社会的動向等の現状把握・分析」で前述のとおり、大阪府における保育士、幼稚園教諭に対する人材需要は近年も非常に高いものとなっている。一方、「ア 定員を変更する学科等を設置する大学等の現状把握・分析」で前述のとおり、教育系学科の志願者数は減少しており、本学幼児教育学科では令和 5(2023)年度より、入学定員を 280 人から 180 人へと 100 人減とした。しかしながら、【図表 3】のとおり直近 5 年間の平均志願者数（実人数）は 255 人となるものの、令和 5(2023)年度志願者数（実人数）は 173 人となっており、入学定員をより安定的に充足し、また教育研究活動をより効果的に展開するため、幼児教育学科の入学定員を 150 人（現行の 180 人より 30 人減）に変更する必要があると判断した。

次に本学生活デザイン学科では、「生活全般に対する理解を深めながら、被服・デザインの領域において快適な生活を創造できる「デザイン力」と「人間力」を備えた人材」を育成することを教育目的とし、これまでの服飾に関する学びを中心とした生活デザイン学科の募集状況は【図表 3】のとおり、直近 5 年間の平均志願者数（実人数）は 48 人となっている。「ア」「イ」で前述のとおり、短期大学において芸術系学科の志願者数が増加傾向にあり、

デザインに係る社会的な人材需要が高まっていること等を鑑み、デザインに関する学びを充実して履修上の区分として新たなコースを設定すること等による志願者増を見込み、入学定員を 60 人（現行の 40 人より 20 人増）に変更する。

エ 学生確保の見通し

A. 学生確保の見通しの調査結果

本短期大学全体の収容定員を、現行の 1,080 人より 1,060 人へ 20 人減少する届出のため、受験対象者等へのアンケートを実施していないが、次項以降に記載のとおり変更後の入学定員を充足できる見通しとなっている。

B. 新設学部等の分野の動向

日本私立学校振興・共済事業団が公表する「令和 4 年度私立大学・短期大学等入学志願動向」によると、令和 4(2022)年度の全国の短期大学の志願者数は 53,436 人（前年比 6,927 人減）であり、志願倍率は 1.05 倍となっている一方、本学の所在する大阪府に設置されている短期大学の志願者数は 5,504 人（前年比 988 人減）であり、志願倍率は 1.14 倍と、全国的な動向と比較してより安定した募集環境となっていることがわかる。次に同資料によると、全国の私立短期大学における学科の系統のうち、本学幼児教育学科と同様の分野となる教育系学科の志願者数は 17,379 人と、分野別では最も多くの志願者数となっているが、前年比では 2,587 人の減少となっている。本学幼児教育学科においては、令和 5(2023)年度より、入学定員を 100 人減し 180 人としたが、こうした状況を鑑みて今般更なる入学定員の見直しを図り、志願実績（【図表 3】）等により総合的に判断して、入学定員を 30 人減少し 150 人に変更する。

一方、本学生活デザイン学科では従来の服飾にかかる学びに加えてデザインに関わる学びを充実するが、同資料によると、類似する分野である芸術系学科の志願者数は 2,874 人であり、前年比 204 人増と、短期大学において唯一志願者が増加している分野であることがわかる。既存の学びに対する志願者実績とデザインの学びを充実したコースを設けることによって見込む志願者数の増を想定して、入学定員を現行の 40 名から 60 名に変更する。

C. 中長期的な 18 歳人口の全国的、地域的動向等

文部科学省による学校基本調査をもとにした全国の 18 歳人口の推移予測は【図表 4】のとおりである。令和 4(2022)年度調査における「学年別生徒数（中学校）国立・公立・私立計」を令和 8(2026)年度以降の 18 歳人口とみなし、令和 4(2022)年度調査における「状況別卒業者数（中学校）」と令和 3(2021)年度調査における「状況別卒業者数（中学校）」を令和 6(2024)年度と令和 7(2025)年度の 18 歳人口とみなしている。入学定員を変更する令和 6(2024)年度に進学年度を迎える令和 2(2020)年度の中学校卒業者は 1,052,489 人であり、

完成年度となる令和7(2025)年度に進学年度を迎える令和3(2021)年度の中学卒業生数は約2.4%増加し1,078,207人である。さらに2年後の令和9(2027)年度に進学年度を迎える令和4(2022)年度時点で中学校2学年の生徒数は約1.7%増加し1,070,857人である。

次に、地域的な18歳人口の推移予測について確認すると。同様に、文部科学省による学校基本調査をもとにした、本学の所在する大阪府の18歳人口の推移予測は【図表5】のとおりである。令和4(2022)年度調査における大阪府の「学年別生徒数(中学校) 国立・公立・私立計」を令和8(2026)年度以降の18歳人口とみなし、令和4(2022)年度調査における「状況別卒業生数(中学校)」と令和3(2021)年度調査における「状況別卒業生数(中学校)」を令和6(2024)年度と令和7(2025)年度の18歳人口とみなしている。入学定員を変更する令和6(2024)年度に進学年度を迎える令和2(2020)年度の中学校卒業生は72,405人であり、完成年度となる令和7(2025)年度に進学年度を迎える令和3(2021)年度の中学卒業生数は約2.2%増加し73,999人である。さらに、2年後の令和9(2027)年度に進学年度を迎える令和4(2022)年度時点で中学校2学年の生徒数は約1.4%増加し73,417人である。こうした長期的な18歳人口の動向を踏まえると、今回、入学定員を10人減して530人に変更することにより、現行の定員以上により安定して入学定員を充足することが見込まれる。

D. 競合校の状況

本学では毎年、全ての新生に対してアンケート調査を実施しており、同調査のなかで本学以外の短期大学等のオープンキャンパスへの参加状況を明らかにしている。令和5(2023)年度の本学幼児教育学科への新生アンケート調査によると、本学以外の短期大学のオープンキャンパスへの参加者数の上位の短期大学は、四條畷学園短期大学保育学科と常磐会短期大学幼児教育学科となっており、両短大の募集状況は【図表6】のとおりとなっている。四條畷学園短期大学保育学科は、令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度は入学定員の100人を充足している。また常磐会短期大学幼児教育学科の入学人数は令和3(2021)年度174人、令和4(2022)年度157人と150人を超える入学人数を確保している状況にある。以上のとおり、本学幼児教育学科の競合校においても一定の志願者を確保できていることがわかる。

一方、本学生活デザイン学科ではデザインに関わる学びの分野を充実することから、本学への入学人数の大半を占める京阪神エリアでデザインの学びを有する短期大学の状況を確認している。大阪芸術大学短期大学部デザイン美術学科と嵯峨美術短期大学美術学科があり、両短期大学の募集状況は【図表7】のとおりである。両短期大学の令和4(2022)年度の募集状況は、いずれも入学定員を充足しており、入学人数は180人を超える人数を確保している。このように本学生活デザイン学科で充実するデザインに関する学びの分野の競合校は、極めて安定した募集状況といえる。なお大阪芸術大学短期大学部にはメディア・芸術学科があるが、当該学科はメディア及び舞台、音楽、声優、ダンス等の表現活動を主な分野としており、本学科とは異なる分野の学びと考えている。

E. 既設学部等の学生確保の状況

本学は令和 5(2023)年度時点で生活デザイン学科、調理・製菓学科、栄養学科、幼児教育学科、観光学科、グローバルコミュニケーション学科、経営会計学科の 7 学科を有しており、過去 5 ヶ年の募集状況（入学者数、入学定員充足率、志願者数（延べ人数、実人数）、受験者数（延べ人数、実人数）、合格者数（延べ人数、実人数））は【図表 3】のとおりである。令和 5（2023）年度の募集状況では、7 学科のうち、栄養学科、調理・製菓学科、グローバル・コミュニケーション学科の 3 学科で入学定員を充足しており、残り 4 学科では 0.86 倍から 0.90 倍の入学定員充足状況となっている。短期大学全体の入学者数は 515 人と前年を 13 人上回り、令和 5(2023)年度に定員の適正化を図ったこともあり、入学定員充足率は 0.95 倍と前年から大きく改善している。今回、短期大学全体の入学定員を 530 人（現行の 540 人より 10 人減）と変更することにより、より安定して入学者数を確保できるものとする。なお収容定員充足率で 0.7 倍未満となった学科の学生確保の見込みは以下のとおりである。

観光学科

令和元(2019)年度から令和 5(2023)年度までの直近 5 ヶ年の募集状況は【図表 3】のとおりである。令和 4(2022)年度はコロナ禍により観光業界が影響を受けたことで、入学者数が前年比 26 人減少して 46 人となった。令和 5(2023)年度は入学定員の適正化を図り（入学定員を 90 人から 60 人に変更）、入学者数は 54 人、入学定員充足率 0.90 となったものの、収容定員充足率は 0.67 となっている。今後、定員を確保するためには、教職協働による組織的な募集広報活動を強化していくなかで、回復基調にある観光産業の将来展望や採用動向を、高校生や保護者に対していかに分かり易く伝えるかが重要であると考えており、コロナ禍以前のように、高校生・保護者が観光業の将来に対して希望を持つことができるような広報活動を継続的に行っていきたいと考えている。具体的には、大学案内や学科パンフレット、ホームページ等の様々な媒体及び、高校訪問やオープンキャンパスにおける接触機会を通じて、我が国の観光業界が大幅な人材不足となること、コロナ禍を踏まえた新しい観光のあり方を考えることのできる人材への期待が非常に高いこと、同様にグローバル人材のニーズが高まることなど、社会における人材ニーズ・採用需要がコロナ禍以前よりも更に高まっていく見込みであることを明確に伝えていく。

F. その他、申請者において検討・分析した事項

大阪成蹊女子高等学校における生徒募集・進学動向

併設の大阪成蹊女子高等学校では普通科に加えて美術科を設置しており、令和 4(2022)年度の美術科卒業生は 84 人である。そのうち、併設の大阪成蹊大学芸術学部への内部進学者が 60 人と最も多いが、前述「D. 競合校の状況」であげた本学生活デザイン学科の競合校

とした大阪芸術大学短期大学部および嵯峨美術短期大学を含む他の短期大学・専門学校への進学者も一定数確認される。また大阪成蹊女子高等学校美術科の入学者数は年々増加しており、令和 6(2024)年度に進学期を迎える 3 年生の在籍者数は 97 人、令和 7(2025)年度に進学期を迎える 2 年生の在籍者数は 136 人、令和 8(2026)年度に進学期を迎える 1 年生の在籍者数は 142 人となっている。こうした状況から、本学生活デザイン学科のデザインに関する学びを充実し、併設高等学校の美術科との連携を強化することによって、生活デザイン学科において併設高校から一定の志願者数の増を見込むことができる。

オ 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

本学園では平成 22(2010)年度から現理事長が就任し、経営陣を刷新するとともに、学園の諸改革に着手した。特に、学生募集については、組織の整備（募集本部、入試企画部、入試広報部、入試事務部、広報部の設置等）、陣容強化（担当理事制、本部長職、2 部長制の導入等）、募集広報職員の増員、教職協働組織の立上げ（教職員幹部が全員参加する対策会議等）等の募集業務全般の見直しを行い、現在も引き続き募集体制の強化を図っている。今回の定員変更後の学生募集にあたっては、これまでの募集活動の取組みを更に工夫・充実し、以下のとおり取り組むこととする。なお本学における経営・財務及び教学の改革は、私学経営におけるモデル事例としても評価されている。平成 31(2019)年度より、文部科学大臣認定職業実践力育成プログラム「京都大学 私学経営アカデミー」での講義「私学経営分析Ⅰ」を本学園の理事長・総長が 4 年連続で担当し、「私学経営ディレクター」の取得をめざす多くの学校関係者に対して私学の経営・教学一体の改革の重要性やトップに求められる資質・能力等について事例分析をもとにレクチャーしている。また、平成 30(2018)年度より、文部科学省高等教育局私学部の方々の要請で、経営困難な私学への今後の経営指導のあり方に関する事例報告等を重ねるとともに、18 歳人口の急激な減少を見据え、スピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し集中的支援を行う「私立大学等経営強化集中支援事業」委員を平成 31(2019)年 4 月から令和 3(2021)年 3 月まで務めるなどした。このように、安定的な私学経営を実現するための経営・教学のガバナンス改革への外部からの評価は高く、近年の大阪成蹊大学の大幅な志願者増と安定的な定員充足の大きな要因となっている。

①学校訪問

前述のとおり、組織の整備や担当役員の配置、募集広報担当者の増員や教職協働組織の立上げ等により、近隣高等学校等への訪問等募集活動を強化している。訪問は、教員と職員が連携して行い、訪問機会を増やししながら、各学科の学びや入試方法等の説明を丁寧に行うことで、本学に対する理解を深めるものである。本学の所在する近畿圏においては、本学への志願実績のある高等学校等や連携協定校等を中心に学校訪問を行う。

②オープンキャンパス

年間を通じてオープンキャンパスを開催して、本学に対する高校生の理解を深める取り組みを実施する。各学科の教育内容に関する説明会や模擬授業、ゲストスピーカーによる講演など、工夫を凝らした様々なイベントを実施する。各高等学校等へのオープンキャンパスの告知・誘引、送迎バスの運行、各種説明会参加者への来場誘引、連携授業実施校への来場誘引などを計画的に実施する。

③進学相談会

例年 3 月から翌年 2 月にかけて開催される広告代理店等の企画する進学相談会に参加する。大阪、京都、兵庫を中心に奈良、和歌山や中国・四国地方等近畿圏以外の入学実績のある地域にも参加して受験対象者の各学科への理解を深める。

④高等学校教員等対象入試説明会

高等学校の進路指導担当教員等を本学に招き、生徒への進路指導等の一助となるように本学の教育の特長や教育改革の成果、入試制度の特色等に関する説明、施設・設備等の見学などを実施し、本学への理解を深めていただく機会を設ける。

⑤ホームページ、大学案内等

高校生の 7 割以上がスマートフォンから学校情報の閲覧を行っている状況を踏まえ、平成 28(2016)年 7 月に大阪成蹊短期大学のホームページをスマートフォン対応とするとともに、教育研究等のトピックスを即時に発信できる仕様に変更し、本学に興味を持つ受験生や保護者等に対して適切かつスピーディーに必要な情報を提供できるようにしている。また大学案内や学科パンフレットを作成し、高等学校等の進路指導部への送付や、オープンキャンパス、進学相談会等における参加者への配布等を行う。さらに、受験関連企業等が発行する受験情報誌にも積極的に参画し、多様な媒体を通じて情報の発信に努める。

⑥併設の大阪成蹊女子高等学校との連携

併設の大阪成蹊女子高等学校の生徒や保護者、教員の本学に対する理解を深めることを目的とする説明会を例年実施している。ミニオープンキャンパスの形式で、各学科の模擬授業を行うなどして、各学科の学びに対する理解を深めながら進学意識の醸成を図る。また出張講座を定期的に開講する等して、高大連携の一層の強化を図る。高校教員に対しては、各学科の教育内容等に関する説明会を開催して、意見交換も取り入れながら相互の理解を深めることとしている。

（２） 人材需要の動向等社会の要請

① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

生活デザイン学科

生活全般に対する理解を深めながら、被服・デザインの領域において快適な衣生活を創造できる「デザイン力」と「人間力」を備えた人材を育成する。

幼児教育学科

幼児教育を専門とするところの技術と知識を高め、豊かな人間性を育み、常に探究心を持って将来教育・保育に携われる人材を育成する。

② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

生活デザイン学科および幼児教育学科では、卒業後の進路を見据えた各専門に係る各種資格・免許の取得や検定受験等を可能にしており、学びの専門性を活かすことのできる企業や幼稚園・保育所等に就職する学生が大半である。両学科における過去 5 ヶ年の就職率の推移は【図表 8】及び【図表 9】のとおりであるが、各学科の就職率は非常に高い水準で推移しており、令和 4(2022)年度卒業生の就職希望者に対する就職率は両学科ともに 100%である。両学科の人材育成が、社会的・地域的な人材需要を満たすものとして、非常に高く評価されていることが明らかとなっている。また生活デザイン学科では、従来の服飾にかかる学びに加えてデザインに関する学びを充実し履修上の区分としてコースを設定するが、デザインにかかる人材需要もまた近年高いものとなっている。平成 27(2015)年度と令和 2(2020)年度の国勢調査をもとにした全国及び大阪府における産業別就業者数(15 歳以上)の推移をみると、デザイン業や広告業における従事者数は全国・大阪府いずれも増加しており、デザインの専門性を持つ人材需要の高まりを確認することができる。（【図表 1】【図表 2】）。その一方で、企業の採用ニーズが十分に満たされているとは言い難い。公益財団法人日本デザイン振興会は、先んじてデザイン経営に取り組む企業としてグッドデザイン賞への応募実績のある企業 3,944 社を対象に「日本企業におけるデザイン経営の取組み状況」を明らかにするためのアンケート調査を令和 2(2020)年に実施した。この中で、「デザイン人材の採用・育成」の状況について、「[Q20]貴社では「デザイン系職種」の採用について、どのように考えていますか」という設問において、「積極的に採用したい」「一定程度採用したい」のいずれかの回答を選択した割合は回答企業の 44.8%に上った(n=393)。また「[Q26]貴社では、『デザインへの投資』は過去と比較して増加していると思いますか。※『デザインへの投資』とは、デザイン人材の採用・育成、設備の拡充等デザイン関連への企業投資全般を指します。」の設問では、「増加している」「やや増加している」のいずれかの回答を選択した割合は回答企業の 58.2%となっており、半数以上の企業がデザイン人材の採用育成等への投資に積極的な姿勢を見せていることがわかる (n=393)。しかし、「[Q39]【この設

問は、なるべく経営における決定権限をお持ちの方のご意見をお尋ねします】デザイン経営推進上の課題はなんですか。」という設問では、「費用対効果の説明が困難(45.8%)」に次いで、「新商品・サービスデザインをリードできるデザイナーの不足(43.8%)」「中間管理職(マネージャークラス)におけるデザインの素養の不足(40.1%)」「開発担当者におけるデザイン素養の不足(37.0%)」の順に回答割合が大きく、デザインの素養を持った人材の不足を課題とする企業の実態が分かる。このように本学生活デザイン学科が養成するデザインの専門性を有する人材に社会的需要が高いことが確認され、企業等における人材不足の解消に十分に貢献できることが明らかになっている。

以上より、定員を変更する生活デザイン学科及び幼児教育学科において育成する人材は、社会的・地域的な人材需要に十分に應えるものであると言える。

目次

- 【図表 1】 全国における産業別就業者数の推移
- 【図表 2】 大阪府における産業別就業者数の推移
- 【図表 3】 大阪成蹊短期大学における過去 5 ヶ年の入学志願状況
- 【図表 4】 全国における 18 歳人口の推移予測
- 【図表 5】 大阪府における 18 歳人口の推移予測
- 【図表 6】 (幼児教育学科) 同分野を有し競合する短期大学・学科における令和 4 年度
(2022 年度)、令和 3 年度 (2021 年度) 入試の募集状況
- 【図表 7】 (生活デザイン学科) 同分野を有し競合する短期大学・学科における令和 4 年度
(2022 年度)、令和 3 年度 (2021 年度) 入試の募集状況
- 【図表 8】 生活デザイン学科における過去 5 ヶ年の就職状況
- 【図表 9】 幼児教育学科における過去 5 ヶ年の就職状況

【図表1】全国における産業別就業者数の推移

(単位：人)

大分類	中分類	小分類	細分類	平成27年度	令和2年度	増減
L 学術研究、専門・技術サービス業						
	72専門サービス業			799,430	889,620	90,190
		720管理、補助的経済活動を行う事業所	管理、補助的経済活動を行う事業所			
		726デザイン業	デザイン業	79,360	88,020	8,660
	73 広告業			128,380	146,350	17,970
		730管理、補助的経済活動を行う事業所	主として管理事務を行う本社等/その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
		731広告業	広告業	128,380	146,350	17,970

平成27年度、令和2年度国勢調査より作成

【図表2】大阪府における産業別就業者数の推移

(単位：人)

大分類	中分類	小分類	細分類	平成27年度	令和2年度	増減
L 学術研究、専門・技術サービス業						
	72専門サービス業			55,640	64,340	8,700
		720管理、補助的経済活動を行う事業所	管理、補助的経済活動を行う事業所			
		726デザイン業	デザイン業	6,750	7,570	820
	73 広告業			9,690	10,180	490
		730管理、補助的経済活動を行う事業所	主として管理事務を行う本社等/その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
		731広告業	広告業	9,690	10,180	490

平成27年度、令和2年度国勢調査より作成

【図表3】大阪成蹊短期大学における過去5か年の入学志願状況

項目		学科	5年平均 (令和元年～令和5年)	令和元年度 (2019年度入試)	令和2年度 (2020年度入試)	令和3年度 (2021年度入試)	令和4年度 (2022年度入試)	令和5年度 (2023年度入試)
入学定員		幼児教育学科	-	300	280	280	280	180
		栄養学科	-	120	80	80	80	70
		調理・製菓学科	-	120	100	100	100	100
		生活デザイン学科	-	50	50	50	50	40
		観光学科	-	90	90	90	90	60
		経営会計学科	-	50	50	50	50	70
		グローバルコミュニケーション学科	-	30	30	30	30	20
		大阪成蹊短期大学 計	-	760	680	680	680	540
入学者数		幼児教育学科	228	310	264	216	193	156
		栄養学科	78	90	83	77	59	79
		調理・製菓学科	106	104	108	106	105	108
		生活デザイン学科	42	49	51	41	35	36
		観光学科	74	101	95	72	46	54
		経営会計学科	53	52	51	58	44	62
		グローバルコミュニケーション学科	26	33	29	29	20	20
		大阪成蹊短期大学 計	607	739	681	599	502	515
入学定員充足率		幼児教育学科	0.86	1.03	0.94	0.77	0.68	0.86
		栄養学科	0.92	0.75	1.03	0.96	0.73	1.12
		調理・製菓学科	1.03	0.86	1.08	1.06	1.05	1.08
		生活デザイン学科	0.88	0.98	1.02	0.82	0.70	0.90
		観光学科	0.88	1.12	1.05	0.80	0.51	0.90
		経営会計学科	1.00	1.04	1.02	1.16	0.88	0.88
		グローバルコミュニケーション学科	0.94	1.10	0.96	0.96	0.66	1.00
		大阪成蹊短期大学 計	0.91	0.97	1.00	0.88	0.73	0.95
志願者数① (延べ人数)		幼児教育学科	280	375	294	280	271	178
		栄養学科	92	109	101	80	86	83
		調理・製菓学科	133	119	130	143	155	118
		生活デザイン学科	53	54	58	53	58	41
		観光学科	101	145	120	112	63	64
		経営会計学科	95	111	72	131	83	77
		グローバルコミュニケーション学科	39	57	41	46	31	21
		大阪成蹊短期大学 計	792	970	816	845	747	582
志願者数② (実人数) ※一つの学科内での併願者（受験方式や日程等の 併願者の重複カウント）を除いた人数		幼児教育学科	255	346	284	255	216	173
		栄養学科	84	101	96	78	63	81
		調理・製菓学科	119	116	123	128	112	114
		生活デザイン学科	48	51	56	50	42	40
		観光学科	91	134	110	102	49	61
		経営会計学科	84	101	69	114	60	75
		グローバルコミュニケーション学科	34	42	39	43	24	21
		大阪成蹊短期大学 計	714	891	777	770	566	565

項目		学科	5年平均 (令和元年～令和5年)	令和元年度 (2019年度入試)	令和2年度 (2020年度入試)	令和3年度 (2021年度入試)	令和4年度 (2022年度入試)	令和5年度 (2023年度入試)
志願者数②（実人数）のうち、 他学部・他学科との併願者数 （※志願者数②の内数）	大阪成蹊短期大学 計	幼児教育学科	19	3	3	44	31	16
		栄養学科	1	0	2	0	2	3
		調理・製菓学科	5	1	0	14	6	5
		生活デザイン学科	4	0	1	13	5	3
		観光学科	10	4	5	30	3	6
		経営会計学科	17	0	8	59	13	5
		グローバルコミュニケーション学科	5	4	2	17	1	0
		大阪成蹊短期大学 計	62	12	21	177	61	38
受験者数① (延べ人数)	大阪成蹊短期大学 計	幼児教育学科	259	374	292	252	207	170
		栄養学科	86	106	99	79	64	83
		調理・製菓学科	122	117	128	134	113	117
		生活デザイン学科	48	53	58	51	39	40
		観光学科	93	141	119	94	49	61
		経営会計学科	85	104	72	124	55	72
		グローバルコミュニケーション学科	36	57	40	39	25	21
		大阪成蹊短期大学 計	730	952	808	773	552	564
受験者数② (実人数) ※一つの学科内での併願者（受験方式や日程等の 併願者の重複カウント）を除いた人数	大阪成蹊短期大学 計	幼児教育学科	247	345	282	241	204	165
		栄養学科	83	99	94	78	61	81
		調理・製菓学科	117	115	122	125	111	113
		生活デザイン学科	46	50	56	49	38	39
		観光学科	87	132	109	90	47	58
		経営会計学科	79	97	69	108	52	71
		グローバルコミュニケーション学科	33	42	38	38	24	21
		大阪成蹊短期大学 計	693	880	770	729	537	548
受験者数②（実人数）のうち、 他学部・他学科との併願者数 （※受験者数②の内数）	大阪成蹊短期大学 計	幼児教育学科	12	3	3	28	18	10
		栄養学科	1	0	2	0	1	3
		調理・製菓学科	4	1	0	11	5	4
		生活デザイン学科	3	0	1	13	1	2
		観光学科	6	4	5	16	1	5
		経営会計学科	13	0	8	53	6	0
		グローバルコミュニケーション学科	4	4	2	12	1	0
		大阪成蹊短期大学 計	45	12	21	133	33	24
合格者数① (延べ人数)	大阪成蹊短期大学 計	幼児教育学科	241	324	276	235	207	163
		栄養学科	85	106	93	79	63	82
		調理・製菓学科	113	115	116	111	110	114
		生活デザイン学科	45	50	55	48	35	39
		観光学科	84	117	113	84	49	59
		経営会計学科	62	62	55	72	50	72
		グローバルコミュニケーション学科	32	46	36	36	23	21
		大阪成蹊短期大学 計	663	820	744	665	537	550

項目		学科	5年平均 (令和元年～令和5年)	令和元年度 (2019年度入試)	令和2年度 (2020年度入試)	令和3年度 (2021年度入試)	令和4年度 (2022年度入試)	令和5年度 (2023年度入試)
合格者数② (実人数) ※一つの学科内での併願者（受験方式や日程等の 併願者の重複カウント）を除いた人数		幼児教育学科	236	315	271	229	204	161
		栄養学科	81	99	90	78	60	80
		調理・製菓学科	109	113	112	110	108	102
		生活デザイン学科	44	48	53	46	35	38
		観光学科	80	112	104	82	47	57
		経営会計学科	60	58	54	67	48	71
		グローバルコミュニケーション学科	30	37	35	35	22	21
		大阪成蹊短期大学 計	640	782	719	647	524	530
合格者数②（実人数）のうち、 他学部・他学科との併願者数 （※合格者数②の内数）		幼児教育学科	9	0	3	20	16	8
		栄養学科	1	2	1	0	0	3
		調理・製菓学科	3	2	0	3	5	4
		生活デザイン学科	3	0	1	10	0	2
		観光学科	3	2	3	6	1	3
		経営会計学科	4	0	5	9	5	0
		グローバルコミュニケーション学科	3	1	2	10	1	0
		大阪成蹊短期大学 計	26	7	15	58	28	20

【図表4】全国における18歳人口の推移予測

(単位：人)

統計表種別	状況別卒業生数（中学校）国立・公立・私立計		学年別生徒数（中学校）国立・公立・私立計	
学年等	令和2年度卒業生	令和3年度卒業生	3学年	2学年
大学進学年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度
全国	1,052,489	1,078,207	1,079,465	1,070,857
指数(/令和6年度大学進学者)	100.0%	102.4%	102.6%	101.7%

文部科学省「学校基本調査」令和4年度・令和3年度の公表データをもとに作成

【図表5】大阪府における18歳人口の推移予測

(単位：人)

統計表種別	状況別卒業生数（中学校）国立・公立・私立計		学年別生徒数（中学校）国立・公立・私立計	
学年等	令和2年度卒業生	令和3年度卒業生	3学年	2学年
大学進学年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度
大阪府	72,405	73,999	74,056	73,417
指数(/令和6年度大学進学者)	100.0%	102.2%	102.3%	101.4%

文部科学省「学校基本調査」令和4年度・令和3年度の公表データをもとに作成

【図表6】（幼児教育学科）同分野を有し競合する短期大学・学科における令和4年度（2022年度）、令和3年度（2021年度）入試の募集状況

（単位：人）

大学	学科	令和4(2022)年度						令和3(2021)年度					
		入学定員	入学者数	入学定員 充足率(倍)	志願者数	受験者数	合格者数	入学定員	入学者数	入学定員 充足率(倍)	志願者数	受験者数	合格者数
四條畷学園短期大学	保育学科	100	100	1.00	-	-	-	100	107	1.07	-	-	-
	計	100	100	1.00	-	-	-	100	107	1.07	-	-	-
常磐会短期大学	幼児教育科	200	157	0.78	189	-	-	250	174	0.69	176	-	-
	計	200	157	0.78	189	-	-	250	174	0.69	176	-	-
合計		300	257	0.85	-	-	-	350	281	0.80	-	-	-

各大学のホームページ及び学生募集要項等において公表の情報をもとに作成

【図表7】（生活デザイン学科）同分野を有し競合する短期大学・学科における令和4年度（2022年度）、令和3年度（2021年度）入試の募集状況

（単位：人）

大学	学科	令和4(2022)年度						令和3(2021)年度					
		入学定員	入学者数	入学定員 充足率(倍)	志願者数	受験者数	合格者数	入学定員	入学者数	入学定員 充足率(倍)	志願者数	受験者数	合格者数
大阪芸術大学短期大学部	デザイン美術学科 （グラフィックデザイン・イラストレーションコース、空間演出デザインコース、アートサイエンスコース、ドローンクリエイターズコース、アニメーション・デジタルデザイン・ゲームコース、キャラクター・マンガ・フィギュアコース、絵画・版画コース、工芸・立体デザインコース）	160	188	1.17	-	-	-	160	164	1.02	-	-	-
	計	160	188	1.17	-	-	-	160	164	1.02	-	-	-
嵯峨美術短期大学	美術学科 （美術分野、デザイン分野、マンガ・コミックアート分野）	150	184	1.22	356	340	216	150	176	1.17	278	271	183
	計	150	184	1.22	356	340	216	150	176	1.17	278	271	183
合計		310	372	1.20	-	-	-	310	340	1.09	-	-	-

各大学のホームページ及び学生募集要項等において公表の情報をもとに作成

【図表8】生活デザイン学科における過去5ヵ年の就職状況

	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
卒業者数（人）	56	51	45	48	38
就職希望者数（人）	52	48	42	46	33
就職者数（人）	52	48	42	44	33
就職率（％）	100.0	100.0	100.0	95.7	100.0

【図表9】幼児教育学科における過去5ヵ年の就職状況

	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
卒業者数（人）	292	287	299	255	207
就職希望者数（人）	279	279	285	244	190
就職者数（人）	279	279	285	244	190
就職率（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	コンノ ノボル 紺野 昇 ＜平成30年4月＞		工学修士		大阪成蹊短期大学学長 (平成30年4月～令和8年3月)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。